

畜産関係事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市における家畜の伝染病を予防し、家畜の飼養環境を適切に維持することにより、畜産業の振興、発展、経営の安定等を図るために実施する事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、本市内の畜産農場において、家畜伝染病の予防、蔓延防止並びに家畜の飼養環境及び畜舎等周辺的环境を衛生的に維持するために実施する事業とする。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、本市内に法人所在地を有する農業協同組合とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市税の滞納がないこと。

(2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団又は当該会社の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 別表に掲げる家畜伝染病の予防接種等に要する経費

(2) 飼養環境を衛生的に維持するために使用する消毒・防虫・防臭等薬剤の購入に要した経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添えて事業完了の日又は補助金等の交付決定にかかる会計年度が終了した日から30日以内に提出しなければならない。

(1) 収支精算書及び収支を証する書類

(2) 事業実績書

(3) その他市長が認める書類

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条第1号関係）

家畜伝染病の予防接種等の補助の対象となるものは、次のとおりとする。

（1）次の家畜伝染病に係る検査料

- ア ヨーネ病（牛）（2年に1回に限る。）
- イ 牛ウイルス性下痢
- ウ 牛伝染性リンパ種
- エ オーエスキー病
- オ 豚繁殖・呼吸障害症候群
- カ 豚熱

（2）次の家畜伝染病に係る予防注射料

- ア アカバネ病（牛）
- イ 牛伝染性鼻気管炎
- ウ 牛パラインフルエンザ
- エ 牛ウイルス性下痢
- オ 牛RSウイルス病
- カ 牛アデノウイルス病
- キ オーエスキー病
- ク 豚丹毒
- ケ 流行性脳炎（豚）
- コ 豚熱
- サ ニューカッスル病・低病原性ニューカッスル病